

① 就労証明書の書き方 【見本】

記入方法についての問い合わせ
青少年課:0797-77-2030

(ご注意) 就労証明書は事業所等で記入してもらってください。
黒ボールペンで記入してください。(消せるペン使用不可)
訂正がある場合は訂正箇所を二重線で消してください。
(修正液や修正テープによる訂正は行わないようにしてください。)
※就労証明書はHPでもダウンロードできます。(ID:1047596)

勤務形態に○してください。
各勤務形態ともテレワーク等を含む
自宅勤務がある場合は、1週間
当たりの割合を記載してください。
感染症予防等、一時的な場合は
不要です。

※下記で勤務地欄に自宅の住所を
記入した場合は、自宅外での勤務が
100%の場合も必ず記載お願いします。

○ × 小学校地域児童育成会用

就 労 証 明 書		児童氏名(宝塚 一郎)	
氏名	宝塚 太郎	就労形態	<input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 臨時・パート・アルバイト <input type="radio"/> 自営業※1 <input type="radio"/> その他 <small>※1 開業届、営業許可書(証)または確定申告書控 ・自宅勤務がある場合 (感染症予防等、一時的な場合は除く) (自宅 5%、自宅外 95%)</small>
住所	宝塚市東西町〇〇-△□		
就 労 時 間		休憩時間を含む 時間数	備 考
月	<input checked="" type="radio"/> 午前 8時30分 ~ <input checked="" type="radio"/> 午後 5時00分	9時間30分	変則就労等のシフトのパターン、時季的な就労時間の実態を記入 ●フレックスタイム制や裁量労働制等を含む変則的な就労の場合は、雇用契約書に記載された就労時間をご記入ください。 ●時短勤務制度を利用する場合は、時短適応後の就労時間をご記入ください。
火	<input checked="" type="radio"/> 午前 8時30分 ~ <input checked="" type="radio"/> 午後 5時00分	8時間30分	
水	<input checked="" type="radio"/> 午前 8時30分 ~ <input checked="" type="radio"/> 午後 5時00分	8時間30分	
木	<input checked="" type="radio"/> 午前 8時30分 ~ <input checked="" type="radio"/> 午後 5時00分	8時間30分	
金	<input checked="" type="radio"/> 午前 8時30分 ~ <input checked="" type="radio"/> 午後 5時00分	8時間30分	
土	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	
日	午前 時 分 ~ 午後 時 分	時間 分	
就労日数 平日:週 日 土日:週 日 計		時間 分	
《変則就労》 日/(月・週)計 時間 分		通勤時間 片道 1時間 20分	※単身赴任中 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 変則就労のため、別紙変則就労申立書を提出します		通勤手段 電車、バス	
勤務地		名称 大阪電鉄株式会社	
休日	※該当するもの全てに○印 ・ <input checked="" type="radio"/> 土曜日 <input checked="" type="radio"/> 日曜日 <input type="radio"/> 祝日 ・ 定期休日(日曜日を除く 曜日) ・ その他の休日()	住所 大阪市〇〇〇〇-〇〇	電話 (06) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
上記の者は、平成 15 年 4 月 1 日から当事業所に <input checked="" type="checkbox"/> 勤務していることを証明します。 <input type="checkbox"/> 復職			
(あて先) 宝塚市長		令和4年11月25日	
所在地 大阪市〇〇〇〇-〇〇〇		幼稚園、学校はそれぞれ 園長・校長の証明	
事業所名 大阪電鉄株式会社			
雇用主(代表者) 代表取締役 山本 太郎			
※2 必ずご記入ください 記入担当者 鈴木		所属・役職 人事部 電話 06-△△△△-△△△△	

事業所で記入してもらってください

忘れず

使用している
すべての通勤
手段を記入

単身赴任の場合
はチェック

こちらが漏れている場合、
受理できませんので、忘れ
ないよう記入してください。

ゴム印で

※2 必ずご記入ください

※2 上記証明内容について、記入担当者へ電話で問い合わせさせていただく場合がありますのでご了承ください。

●証明者の押印は不用としますが、無印の場合でも、万一証明書の内容に偽造・変造が認められた場合は有印私文書偽造罪又は同変造罪が成立し、法定刑(3月以上5年以下の懲役)が科されることがあります。(法務省及び内閣府の見解に基づく)